

理由書

本町には、南西側に緑豊かな丘陵地が広がり、県道飯岡一宮線沿道から海浜部にかけての区域には海浜リゾート地が形成されている。

一宮町都市計画マスタープランでは、この緑豊かな丘陵部の自然及び海浜部の自然と調和した、良好で快適な質の高い市街地環境・リゾート空間・景観都市づくりを将来像として掲げ、個性を活かしながら快適性と魅力を高め、持続可能な都市づくりを進めることとしている。

このようななか、釣ヶ崎海岸が2020年東京五輪のサーフィン会場に決定され、全国のサーフィンの中心地としてふさわしい、リゾートの雰囲気を持った土地利用の形成を図るとともに、さらなる交流人口、定着人口が増加するような魅力的な環境の形成が求められている。

町ではこれを実現するため、町民からなる検討委員会を平成29年1月より開催し、町民意見を反映させながら土地利用の誘導方策について検討をおこなってきた。

この検討結果を受け、オリンピック会場に隣接する東浪見地区の沿道では、サーフィン関連の建物が多く立地した海浜リゾート地としての土地利用を誘導し、他の海岸部沿道にあっては、宿泊施設や商業施設が立地した九十九里自然公園と一体となった観光レクリエーション地の環境の維持・増進と既存の住環境の保全、国道128号線沿道にあっては、交通利便性を活かした沿道環境の維持・増進と後背地の良好な住環境の保全を進めることとし、今回、特定用途制限地域を決定するものである。